許可証等再交付申請書

事 項	薬局、医薬品販売業等の許可証等を破り、汚し、又は失ったとき
根拠法令	法 律 第11条、第23条、第38条、第40条、第40条の7 施行令 第2条の4、第6条、第13条、第46条 施行規則 第5条、第10条の7、第22条、第29条、第142条、第149条、第155 条、第178条、第196条の5 施行細則 第6条
提出部数	保健所設置市以外の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、配置販売業、卸売販売業及び再生医療等製品販売業:2部(1部薬事管理課、1部保健福祉事務所) 保健所設置市以外の店舗販売業、薬種商販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業:1部(保健福祉事務所)
	保健所設置市内の配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業及び再生医療等製品販売業:2部(1部薬事管理課、1部長野市保健所又は松本市保健所)
	保健所設置市内の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、店舗販売業、特例販売業及 び高度管理医療機器等販売業・貸与業:1部(長野市保健所又は松本市保健所)
	地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局:2部(1部薬事管理課、1部保健福祉事務所、長野市保健所又は松本市保健所)
添付書類	1. 破り、又は汚した場合には、許可証等の原本 2. 紛失した場合には、理由書
手 数 料	地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業及び再生医療等製品販売業並びに保健所設置市以外の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、店舗販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業:3,000円(長野県収入証紙)
	長野市内の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、店舗販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業: (令和7年11月30日まで)2,900円(現金) (令和7年12月1日以降)3,000円(現金)
その他	 業務等の種別欄には、薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業、特例販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業又は再生医療等製品販売業の別を記載すること。 配置販売業にあっては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄には記載しないこと。

許 可 証認 定 証登 録 証 再交付申請書基 準 適 合 証基 準 確 認 証

業務等の種別		
許可番号、認定番号、登録番号、 基準適合証番号又は基準確認証 番 号 及 び 年 月 日		
薬局、主たる機能を 有する事務所、製造		
所、店舗、営業所又は事業所の 所 在 地		
再交付申請の理由		
備考		

許可証認定証

上記により、 登録 証 の再交付を申請します。

基準適合証 基準確認証

年 月 日

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

住 所 〒

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

氏 名

長野県知事 市長

殿